

第7回 会員選考等ワーキング・グループ 議事要旨

1 日時 令和6年11月11日（月）10：00～12：00

2 場所 8号館8階特別中会議室

3 出席者

（構成員）相原主査、大栗委員、大越委員、小幡委員、
徳賀委員、永里委員

（内閣府）笹川大臣官房総合政策推進室室長、
矢作大臣官房総合政策推進室副室長、
泉大臣官房総合政策推進室参事官

（日本学術会議）日比谷副会長、吉田第一部部長、
堀第二部幹事、相川事務局長

4 議事要旨

○相原主査 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、第7回「会員選考等ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。

また、日本学術会議の先生方におかれましても、御多忙のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の委員の出欠状況について報告します。

対面で御出席の委員は、永里委員、オンラインで御出席の委員は、大栗委員、大越委員、小幡委員、徳賀委員です。河岡委員、久間委員は御欠席です。

オンラインで御参加の委員の皆様は、発言の際はいつものようにWebexの挙手機能を使って挙手をお願いいたします。

また、日本学術会議からは、日比谷副会長をはじめとする先生方及び質疑対応として事務局長に御出席いただいております。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題に入ります。

学術会議から、会員選考や法人形態等について資料が出てきておりますので、

まずは学術会議より御説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○日比谷副会長 皆様、おはようございます。

それでは、資料1-1、1-2を使って御説明をしたいと思います。

まず、資料1-1は、会員選考に関する論点を現段階でまとめたものです。この件につきましては、7月29日に有識者懇談会に提出した会長名の文書にも記したように、選考助言委員会を置くこと、それから、次期、27期の会員選考に特別な方法を導入することについては認められないとしています。ただ、私どもとしては、その点の根本的な見直しがないと考えておりますので、改めて本日論点をお示ししたいと思います。

まず、選考助言委員会についてですが、会員選考でコ・オペレーションを採用することについては、政府と学術会議の間にほとんど相違はございません。ただ、この方式に選考助言委員会を加えて設置することは、コ・オペレーションの理念として、2021年に学術会議が発出しました「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」に書かれているように、「学術に関しては専門性を持つ者にその価値の判断をゆだねることが適当であり、科学者が自律した集団として公共的役割を果たす」というのが理念ですので、それが毀損されるのではないかとこの懸念を持っています。

なぜかと申しますと、現在想定されている選考助言委員会は、学術会議外部の一定の社会的集団から委員が選ばれることになっているので、そのような社会的集団の利害が選考方針に影響を及ぼす可能性があると考えているからです。したがって、政府案にあるような選考助言委員会の設置は、学術の独立性及び学術に従事する者の自律的正統性を存在根拠とするナショナル・アカデミーという考え方とは合致しないと考えております。

それから、特別の選考方法ですが、前の期にちょっと戻りますけれども、今期、26期の会員選考を前期に行いましたが、これは7月19日のこのワーキング・グループでも御説明しましたが、そこでは三つの重要な基本方針、ダイバーシティの重視、分野横断的・中長期的課題に関する専門性、外部からの推薦の3点ですが、これらを掲げて公表しました。注に書いてありますけれども、選考方針として公表しております。その上で選考を行い、一定の成果を上げることができたと考えております。また、全体について報告書も作成・公表しております、これも下に注がついておりでございます。これらを通じて、透明性を確保するとともに、国民に対する説明責任も果たしていると考えており、今後も特別な選考方法ではなくて、この方針の下に会員選考を行っていくと考えております。

政府案では、これに対して、次期は特別な方法を採用するとされていますけれども、学術会議のミッションに照らして、それがなぜ必要かということにつ

いては、より詳しく理由の説明を求めたいと思います。特に26期に選考されて、27期も継続するという会員は、26期期首で内閣総理大臣から任命され、6年間その役割を全うすることを託されておりますので、その105名をなぜ再度選考に付さなければならないかは明確な理由を伺いたい、あるいは議論もお願いしたいと思っております。この点、私どもは納得しておりません。

それから、特別な選考方法に関して、会員選考と法人化するかというのは、本来は別次元の問題で、設立委員が関与する方式、今日後ほど御説明があるかと思いますが、この合理性についても疑念を持っております。また、設立委員はその属性、任命者が不明である。それから、会員選考に関与する選考委員は設立委員が内閣総理大臣の指定する者と協議の上、任命するとありますけれども、では、総理大臣がどういう属性を持っている人を指定するかも不明です。そのため、27期の会員選考が政府ほか外部の意見に左右され、コ・オペレーションの理念に沿って実施することができないのではないかという懸念を持っております。ですから、これもナショナル・アカデミーの私どもが考えるコンセプトとは合致しないということです。

それから、会員数・任期・定年、会長の選び方、連携会員の在り方については、私どもがお示ししている考え方が十分反映されているとは考えておりません。学術会議としては、これらの諸点のうち、法律に規定すべき最低限の事項を除いては内規に委ねるべきと考えており、内部でもより良い役割を発揮していくためにどのように定めればいいかを今検討しているところでございます。

特別な選考方法等、特に法定を想定している事項については、ナショナル・アカデミーの持つ自律性、独立性というコンセプトに沿って、慎重な議論を継続していただきたいと考えております。

それから、資料1－2のほうは、10月31日付のものでございますが、こちらは組織・制度ワーキング・グループに提出しました。こちらはナショナル・アカデミーの設計コンセプトについてという題になっておりますが、なぜこのような題にしているかといいますと、これも7月29日の会長名文書で指摘した5項目の懸念が、残念ながら議論がかみ合っていないために、うまく進んでいないのではないかと。そこで、その理由として、発想が根本的に違うのではないかと。私どもは、学術の本質や科学的助言の中立性確保の必要性を踏まえた観点からガバナンスについて考えておりますけれども、政府案では、一般の行政組織とは全く異なる設計コンセプトというわけではなくて、それを参考にしながら、ナショナル・アカデミーの特殊性に配慮して修正するという発想でつくられているのではないかという2点を挙げております。

ナショナル・アカデミーは普遍的・俯瞰的観点から科学的助言を行うことがその最も重要な役割であり、そのためには監事や外部評価委員を大臣が任命す

ることは、科学的助言の中立性を損なうおそれがあるのではないかと。これも組織・制度ワーキング・グループに出しまして、皆様の資料では別添として後ろについておりますけれども、学術会議としてはこのような案がいいのではないかというのを検討しているところです。

その上で、5要件を満たしつつ、適切なガバナンスを確保するために三つの観点を提示しています。一つはネットワーク型・ボトムアップ型のガバナンスで、国会、政府、産業界が重要であることはもちろんそうですけれども、それ以外にも研究機関、学術団体、NGO、市民を含む幅広い多様な人々とのコミュニケーションと、これらの組織、人々の参画を促進することによって運営の透明性を確保し、多様な主体に対する説明責任を自律的に果たしていきたい。

それから、2点目は国際性ですが、ガバナンスについても共通の課題を世界のナショナル・アカデミーは持っている面もありますので、新たにつくった国際アドバイザリーボードの活用など、海外のナショナル・アカデミーと密接に連携しつつ対応していきたい。

それから、3番目として、これは法定に関すること、先ほどお話ししたものと重なりますけれども、基本構造を法律により定める。詳細は学術会議の会則による自律的な決定に委ねていただきたいということを書いております。

こちらからの御説明は以上です。

○相原主査 ありがとうございます。

いろいろな論点につきまして御説明がありましたが、法人形態に関わる点について、事務局より御説明をお願いいたします。

○笹川室長 ありがとうございます。

全体の流れもあるので、前後しますけれども、議題の3番、会員の任期・定数等についても併せて御説明させていただいてもよろしいでしょうか。

○相原主査 結構です。お願いします。

○笹川室長 ありがとうございます。

そうしましたら、今日の議題2がメインであることもあり、それを残しまして議題1と3について御説明させていただきます。議題3は今、資料1-1の最後に載っている話でもあるので、そのようにさせていただきます。

資料2を御覧ください。法人形態に関する資料2から5までと評価についての資料6、ここまでが議題1になります。

まず資料2です。左から2番目の特別な法人の考え方から始めます。まず、会員選考について、主務大臣の任命を外してフリーにします。これでやっと海外アカデミーと対等な政府が一切関与しないプロセスになります。

次に、右側の独法・国立大学法人との対比で言うと、主務大臣による法人の長の任命とか中期計画の認可、こういったことは行わない。独法みたいな組織に

しないということは、懇談会、ワーキング、共通認識だと思います。

それから、上から4番目、財政基盤、その上で国は引き続き必要な財政支援を行うということです。

他方で、国費による財政支援を制度的に担保するためには、やはり国民に納得してもらって、支持してもらうことが必要なわけですから、任命、認可に比べて緩やかな方法で活動、運営がミッション、計画に沿っているかどうかの確認は行っていないといけないということで評価委員会を置き、監事を主務大臣が任命するという形を設計しています。このように学術会議の自律性を高めながら財政支援を継続し、機能強化を図る。これが中間報告以来のポイントだったかと思います。

評価、監事も、学術会議に誤解があるようですが、独立性・中立性を損なうというものではなくて、あくまでも自律的な活動、運営を担保して、国民の理解・信頼を得て、予算を増やし、活動を広げていく。そういう意味で、学術会議が発展していくためのツールであると位置づけております。

参考までに、真ん中のⅡ、公益法人+ α は沖縄大学院大学のイメージ。その右のⅢ、公益法人+ β は指定法人のパターンで、私立大学もほぼこれということです。特にⅢは、民間がつくる法人を国が支援するというものですから、評価、監査に国が関与してこないというのは当然で、Ⅰとは成り立ちが違う。Ⅰは国がつくる法人であるということを指摘しておきたいと思います。

この紙から分かるとおり、右に行くにしたがって国費による支援が減り、評価、監事など国の関与も減っていくということが我が国の法人制度全体の考え方だろうと整理しております。

これに対して学術会議が希望されているパターンというのは、資料1-2の緑の紙に入っていますが、資料2で言うと、公益法人+ β の形に近いガバナンスの形態と、財政支援は100%国庫負担を組み合わせている形というふうにも見ることができます。

組織・制度ワーキングの意見は、Ⅰ、特別な法人、大体これでまとまっていたように受け止めています。出てきた御意見としては、国任命の監事、評価委員会があると中立性に対する懸念が生じるというけれども、そもそもアカデミーが国の機関であることのほうが中立性に対する疑念を持たれるおそれがあるのではないとか、海外アカデミーのように政府から本当に独立して自律的に活動するのなら、経費の100%が常に国から保証される、そういう組織にはなり得ないのではないか。これは結果として100%出すのは構わないが、原則とか定理のようなものではないと言っているのだと思います。

3番目、国からの財政支援、特権的な地位と自律的な活動を独立した地位、これはトレードオフの関係にある。そんな御意見でした。

夏休み前にも御説明しましたけれども、海外アカデミーは、国による差は大きいですが、あえていえばⅢの形に近くて、ガバナンスへの国の関与がない代わりに、我が国のような特別な地位、権限を法律で認めて、その活動状況を直接問わず、国費による財政支援を法律で国に義務づける。そういった国はないと承知しております。

この紙について、組織・制度ワーキングで出た意見をもう二つだけ御紹介します。一つは、国が経費の多くを出す法人なら国の関与はある意味当然で、国の関与を認めたくないのなら公益法人になればいい。だけれども、そのとき経費は誰が出すのかということで、要するに、ⅡとⅢに行かざるを得ないのではないか、それで大丈夫かという意見だったと思います。

もう一つ、法人となった学術会議が特別な地位、権限を持ち続けるのなら、法人となるということは三権の外に出るということですから、チェック・アンド・バランスが働かなくなる、そういった制度の設計は考えるべきではないのではないか。公的な性格を持つ以上は一定の歯止めというか、バランス措置は必要ではないかという御意見が出ていました。

最後の点については、学術会議から、学術会議の勧告には拘束力はないので、チェック・アンド・バランスは違うという反論も出ていましたけれども、多分そういう次元の話をしているのではなくて、独立性、自律性というのは何をしてもいいということではなくて、活動、運営がもしミッションに適切に沿っていない場合、それを是正するか、あるいは財政支援を見直すか、そういった余地が制度化されていない限り、財政支援だけ100%法律で義務づけるのは困難だと。あるいは公的資格を付与し続けることは適切ではないのではないかといった御指摘だろうと受け止めました。それが資料2です。

資料3は、国が国の業務を切り出して法人をつくる場合は、設立委員を任命して、法人の設立に関する事務を処理させるというのが通例だということを書いた紙です。真ん中の二つ、特別な法人と公益法人+αの形はそうになっています。

今の学術会議と特別な法人を比べると、主務大臣の責任を担保する手段は、現行、国の機関では大臣の任命権、それから、それが外に出た後は間接的なことになり、監事になるということも併せて読み取れるかと思います。

資料4は、現在の総会と理事会の関係を基本的に変えるつもりはないということを書いている紙です。

資料5は、夏休み前の懇談会で久間先生だったかと思いますがけれども、こんな意見がありました。予算の増額については、学術会議が社会の期待に応える質の高い活動を行うことが条件だが、政府が予算を出しやすくするためにも、学術会議が予算をどのように活用するか明確にするほうがいいのではないかと

いうことでした。一応そういう御意見があったので書いてみたのがこの紙で、学術会議を運営するための経常的経費、ミッションオリエンテッドな課題に対する委託費、それから自主的活動の経費の三つではないか。こんな感じに整理してみたところです。

以上がひとまとまり、法人形態で、もう一つ、評価についてです。

資料6を御覧いただきたいと思います。右上に趣旨が書いてあって、学術会議が法律で定める目的や、学術会議が自分でつくる中期的な活動計画に沿って活動しているかを確認するということで、繰り返しになりますが、独法、国立大学のような細かいことをチェックしていくことは考えていない。それはアカデミーにふさわしくないという御意見が出ています。それから、※で書いていますが、学術的な内容や価値を判断するものでもないということも共通理解だと思います。

それから、中期的な活動計画、これも同じような考え方に立っていて、記載事項として考えられる事項を左上に例示しています。法律で規定するのは、今の事務方の考えですけれども、このくらいの項目を挙げるくらいにとどめて、あとは学術会議に海外アカデミーと遜色ない立派なものをつくっていただくことを期待したいと思っております。

その上で、その少し下、中期的な活動計画に基づいて学術会議には毎年度の活動運営をブレイクダウンした年度計画をつくっていただいて、達成状況を自己点検・評価していただく。これは毎年予算要求のために必要な作業ですし、現在も学術会議が行政評価、行政レビューを行っているところだと承知しています。

それで、評価は何をするかということなのですから、結局、法律上のミッション、それから学術会議がつくる計画に沿って運営されているかをチェックするということなので、つくられる中期的な活動計画の内容が合理的なものだということが前提になりますけれども、そのとおりに進んでいるかをチェックしていくということです。もちろん活動の成果や組織管理の状況についても、主に自己点検評価の確認を通じて見ていくということだろうと思いますけれども、コンセプトとしてはミッション、計画に沿っているかということを見ていくということです。

こういった考え方は、組織・制度ワーキングで前回かなり議論して、学術会議も含めてある程度共有されつつあるかなと思っていますが、引き続き議論を深めていきたいと思っています。先生方からも御意見があればお願いしたいです。

それから、中期的な活動計画の書き方にもよるのですが、これを根拠に予算要求していくということを考えると、6年と1年というのは接続があまりよくない感じもします。例えば3年くらいのもう少し具体的な方針・目標みたいな

ものをつくって、今アクションプランをつくっていらっしゃいますけれども、例えばそんなものをつくっていたらよいのではないかと思いますけれども、その辺も御意見をお願いしたいと思います。

ちなみに、アクションプランはもうできたのでしたっけ。

○日比谷副会長 はい。

○笹川室長 できていますか。後で確認をお願いします。

次に、評価委員会に入っていきます。資料6の右側の話に戻ります。学術会議は、今も外部の有識者を呼んできて、委嘱して頼んでいます。自己点検としては立派だと思いますけれども、組織・制度ワーキングの委員から多く出てきた意見は、やはり自分が選んだ人に評価してもらおうというのでは、なれ合いとか自作自演といったふうに思われる可能性もあるので、説得力がないのではないかというものです。実際に私立大学のヒアリングを以前したときも、監事の選び方を理事長の任命から評議会の選任に変えたのも、これもチェックされる側がチェックする人を選ぶ仕組みになってしまっていて、チェック機能が正しく働くのかという懸念があったからだという説明がありました。全くそうだと思いますので、我々としては、学術会議からのこの評価委員会の中立性、独立性が疑われない形で設置すべきだと思います。そうすると、学術会議の外に置くのがいいと思いますし、委員の任命も会長以外の人、この場合、具体的には主務大臣ということになるかと思います。

ちなみに、資料1－2の説明の中で学術会議が言っているネットワーク型・ボトムアップ型のガバナンス、これはこれで結構なことなので、ぜひどんどんやっていただければよろしいかと思います。学術会議はこれがあれば評価委員会は要らないと言いたいのかかもしれませんが、両方やられたらよろしいのではないかと思います。

それから、組織・制度ワーキングではもう一つこんな意見があって、評価が学術的な内容に入るものでもないし、あらかじめ定められたプロセスや計画に沿っているかを確認する趣旨なのであれば、別に評価委員や監事が何か勝手におかしなことを言うというわけではない。それほど問題は生じないだろうから、いいのではないかという御意見もありました。

以上が評価でございます。

資料番号は飛びますが、資料11、会員の任期・定数です。任期・定年などについては、very bestの会員に長く務めてもらうのがいいという考え。逆に、審議機関なので学問の進歩とか社会の変化に応じて入れ替わっていくほうがいいという考え。いろいろ御意見をいただきました。とはいっても、再任可ということとか、定年年齢を上げていってもいいのだろうということは基本的に一致していたと思いますので、ピンクのところの左側に書いたような、再任の場合は希

望すれば自動的に再任されるというのではなくて、それまでの実績などを1回目の会員と同様にしっかり精査するという前提で、任期6年、再任複数回可、定年75歳という方向性でいかがだろうかということで、まとめを提案したいと思います。

その紙で続きますけれども、任期のところの括弧で書いてある話で、前任者が病気になってやめたりしたときに、次に来た人の任期がそこから6年始まるのか、それとも前の人の残り期間なのかという論点があります。そこから6年始まるというパターンだと、何年か経つと毎年の選考数が平準化されて、慎重な選考とか会員構成の変化という点ではメリットがありますけれども、今、学術会議の活動が3年、6年を単位にしていることを考えると、今の残任期制のほうがいいのかなという気もして、特段御意見がなければ、現行のまま触らないという形でいこうかなと思っています。

定数について、右側です。ここは学術会議の機能強化という観点から、会員増には異論ないように思いましたけれども、どれくらい増やすかということについてはまだ御意見があるようでした。せつかく改正するならある程度増やしたらいいのではないかと。連携会員を整理するなら500人くらいでもいいのではないかと。御意見もありましたが、逆に、そこまで増やすとvery bestを維持しにくいとか、会員がまとめ役になって連携会員、協力会員、外部の研究者を使って活動するなら、会員数自体はそこまで増えなくてもいいのではないかと。御意見もありましたので、取りあえず300人規模への段階的な増加と、内規に基づく協力会員という仕組みでどうかということで、改めて御意見を伺いたいと思います。条文には、例えば250人以上300人以下くらいに書いて、その枠内で学術会議に弾力的に対応していただくということもあろうかと思っています。

最後、資料12です。会長の任期についてで、会長に何が求められるかという御議論を大分いただきました。まずは我が国の学術の代表、顔としての役割。一流の学者に来てもらうためには、勤務形態は弾力的なほうがいいとか、あまり長くても困るし、3年に1回審査を受けるという意味でも、3年任期で再任可でいいのではないかと。御意見が比較的多かったように思います。また、新会員がすぐ会長になるのではなくて、3年くらい活動してもらってから、その実績も踏まえて選ばれるほうがよいのではないかと。そういう御指摘もありました。確かにそうだと思います。一方で、会員を増員して予算も増やしていくのだったら、やはり組織管理、運営面でのマネジメント、リーダーシップが発揮できる人がいいから、6年常勤で務めるのが在るべき姿ではないとか、私立大学や財団法人のように会長、理事長を別にして、理事長に法人経営のプロを持ってくれば、会長は学術的な活動に専念できて、かえっていいのではないかと。御意見もありました。

取りあえずは任期3年、非常勤・常勤も可という方向で議論をまとめに向かいたいと思いますが、いろいろな御意見に引き続き十分耳を傾けて、留意していきたいと思っています。

それから、会長の選考手続については、会長選考委員会のようなものを設けて資質を精査してということで異論なかったように思います。本人からあらかじめビジョンや意欲について聴取することもやったほうが良いという御意見もありました。法制的には、そのようなことを枠だけ法律で書いて、具体的な進め方は学術会議にお任せしたいと思っています。

最後、これは日比谷先生に確認も兼ねてですけれども、今日出てきた資料は二つとも、法定事項は最小限にして詳細は会則、規則でというお話がありました。それ自体は、政府も懇談会、ワーキングも何も問題ないと思っていますが、今回、会員の定年や定数といったものとリンクづけて、資料1-1で学術会議の考え方が会員数、任期、定年等の根幹事項に反映されていないという記述がありました。我々としてはかなり歩み寄ってきていて、しかも、当然細かいことはさっき申し上げたように法律には書かずにということを言っているのです、ここまで強く書かれるようなことが何かあるのか疑問ですが、何か念頭に置いてあるのであれば、はっきりおっしゃっていただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

○日比谷副会長 今それを例示したほうがよろしいですか。

○相原主査 お願いします。

○日比谷副会長 7月19日にお示ししたもののの中で、例えば会員数については、私どもは500というようなことは全く想定していないので、とにかく500にはかなりびっくりしているというのがこの1番かなと思います。

あのとき数十名という表現を使ったと思います。もう少し踏み込んでほしいというようなことは主査からもお声があったかと思いますが、数十名と考えているので、250だとプラス40ですから数十名といえは数十名ですが、私どもが今想定しているよりは結構多いところ、その後、連携会員を協力会員にするという議論に連動して、連携会員の数を減らして会員を増やすという議論も結構出ていると思うのですが、会員の数についてはそこです。

それから、任期は再任をある程度認める方向でも良いのではないかと、そこはある程度一致していると思いますが、定年が75歳で決め打ちということではなくて、70で、場合によってはもう少し長い人がいても良いのではないかとというような提案をしたと思いますので、そのところも、十分反映というのがどこまでかということではあるかと思いますが、その辺りを念頭に置いてあります。

○相原主査 笹川室長、どうぞ。

○笹川室長 ありがとうございます。

あの紙の範囲でおっしゃっているという趣旨であれば、そういうことだと思います。ありがとうございます。

○相原主査 ありがとうございます。

それでは、質疑及び意見交換の時間に移りたいと思います。少し資料の解説を加えさせていただきますと、資料2から資料6は、組織・制度ワーキング・グループでも説明された資料と承知しております。それから、資料11の選ばれたvery bestな会員がという資料ですけれども、会員の任期・再任・定年と連携会員についての資料でして、それと会長の選考方法が資料12にあり、これらは前回のワーキング・グループでの議論も踏まえてブラッシュアップした資料を事務局に用意してもらったものです。

それでは、どなたからでも結構ですので、意見をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

大栗委員、お願いします。

○大栗委員 一点確認をお願いします。いただいた資料1－2の学術会議の懸念の4のところで、「次期以降の会員の選考に特別な方法を導入すること」とあります。これは発足時の会員選考の在り方ということだと御説明いただいていますので、「次期以降」というのは「次期」ということでよろしいでしょうか。よろしくお願いします。

○相原主査 日比谷先生、お願いします。

○日比谷副会長 そのとおりでございます。次期の選考に当たり、特別な方法を導入するか、次期どういうふうに変考するかということで御議論いただくので結構でございます。

○大栗委員 では、これは次期というふうに読ませていただきます。ありがとうございます。

○相原主査 ほかの委員の方はいかがでしょうか。

永里委員、お願いします。

○永里委員 まず、中期計画とか年度計画についてお話がありましたけれども、これはやはり簡素なものを作成するという事でいいと思います。他方、毎年度の計画を示さないと予算要求は難しいので、年度計画はしっかり示すべきだと思います。また、新年度と6年度では間が空いてしまうので、3年のアクションプランがあるというのは非常にいいことではないかと思います。

それから、日比谷先生がおっしゃっていましたが、会員の人数ですが、新規分野とか融合領域への対応のために段階的に増やしていくべきだと思いますので、300人くらいは当然いいと思います。私は500人でもいいと思っていましたけれども、どうも学術会議のほうから抵抗があるようなので、その辺につい

ては議論してみたいと思います。

それから、補欠会員についての話ですけれども、再任可を前提に、前任の残り任期とするのがよいのではないかと思います。

それと、評価委員とか監事は3年で、再任可でよいのではないかと。内容の重要性に鑑みると、委員の総理任命は当たり前ではないかなと思っております。

会長の選考については、6年は長過ぎるために、3年にして、1回のみ再任可とすべきではなかろうかと思っております。

○相原主査 ありがとうございます。

ほかの委員の方々は、いかがでしょうか。

徳賀委員、お願いします。

○徳賀委員 御説明ありがとうございました。

2点のみですけれども、1点は、先ほど任期の残っている委員について再選するのはおかしいという御意見だったのですけれども、形式的には今の組織が法人化されれば、旧組織はなくなるわけですから、任期が残っているかどうかは関係なく、現在のメンバーは一旦やめて、再選するのを待つというふうになるのではないかと思います。

ただ、実際上は、残任期間の残っている会員が候補として残るというのは構わないと思います。それでも、全候補者は改めてチェックを受けるべきだと考えています。

もう一点は、事務局からも御意見がありましたように、中期的な活動計画6年というのは長過ぎると思います。法制度で強制されているわけではないと思いますけれども、長期10年、中期5年、短期1年という形で企業会計ではスタートして、経済社会の変化によって、昨今では中期の5年というのが長過ぎるのではないかということになっています。結局日本の上場企業の7割くらいが中期計画を3年、2割くらいが5年だと思います。だから、基本的に企業経営でもそうですけれども、長期活動計画が6年、中期活動計画は3年というふうにするべきではないかと思います。また、考え方として、もともとは10年の長期計画が軸となっていました。現在多くの企業では中期経営計画が軸となっていますので、中期から短期と中期から長期というふうに展開するほうが実践的ではないかと思います。

会長の任期が何年になるか分かりませんが、中期計画3年、長期を6年、短期1年というふうにするほうが運用しやすいと考えます。

以上です。

○相原主査 ありがとうございました。

続いて、小幡委員、お願いします。

○小幡委員 いろいろ御説明ありがとうございます。

まず、学術会議提出資料のところで、先ほど笹川さんからもお話がありましたが、会員数、任期、定年、連携会員の在り方について、学術会議の考え方が十分反映されていないと言われても、そもそも学術会議の方であまりはっきり示されていないのではないかという感じがしています。これについては、再三いろいろな考え方があって、例えば会員数を増やして連携会員をその分減らすとか、再任をどうするか、定年をどうするか、いろいろな考え方があるので、学術会議のほうではどうお考えでしょうか、というように投げていたと思うのですが、実は、あまりそれが明確に示されていないくて、今回、会員数は割と少なく出てきていると思いますが、そこも考え方はいろいろあると思います。いずれにしても反映されていないというよりは、まだ明確な見解として示されていないのではないかという感じがします。再任についても同様なことが言えるので、何度でも再任してよいのか、その辺りも再任のときに何か、多少ハードルのようなものを設けるのかとか、そういう議論もあったと思うのですが、そのような話も出てきていないので、反映されていないというよりは、学術会議の考え方が示されていないので、分からないという状況かと思います。具体的なことは内規に委ねるということでもよいとは思いますが、その委ね方については、基本的なことも全然書かないで大丈夫かと。その辺りは多少技術的な事項ですが、考えておく必要があると思います。

それから、選考助言委員会について、学術会議からの懸念がペーパーで示されていますが、これは会長任命で選考助言委員会を置いて外の方の意見を聞いたかどうかということで提案しているので、これを置いたからといって、学術の独立性や自律的正統性が害されることになることはないと思います。学術会議は、どうしても学問の世界が中心になるので、学問をやっている人たちがつい独りよがりになるのではないかという懸念がおそらく社会にはあると思います。したがって、選考方針というのは、どういう人を会員にするかという一番大事な事柄なので、そこを会員だけが決めているのではなく、選考助言委員会のようなものを置くという形のほうが、むしろ社会に対して正統性をアピールできるのではないかという感じがしています。これがあるからといって、直ちになぜ自律的正統性がなくなるのかというのはなかなか理解できないところがございます。

それから、今回、会員選考については、法人形態をどうするかということとの関係がどうしても出てくるところで、とくに、既に今任命されていてあと3年任期が残っている方をどうするかという問題があります。先ほどの委員からの、今の学術会議自体はともかく消滅するのだから割り切って任期はなくなると考えればよいという考え方はもちろんあるとは思いますが、他方で、そうはいつでも、やはり既にもう3年間任命されている方なので、法人形態が変わるとして

も、それを継続させていくべきかについては、考え方としてはいろいろあり得るかと思います。

ただ、結果的に、おそらく、6年の任期で、次3年残っている会員の方も、そのような形で残られるのをよしとするか分かりませんし、できれば新しい形の学術会議として出発するときに新たに任命されるという形のほうが望ましいと考えるかもしれません。そのあたりは御希望にもよるのかもしれませんが、いろいろなやり方があると思うのです。ただ、個人的には、今既に6年のつもりで任命されている方の地位を害するような形というのは、できればあまり取りたくないと思っていて、そこはどのような技術的なやり方があるのかを考えたほうがよいのではないかと考えております。

以上です。

○相原主査 ありがとうございます。

最後の点は、また議題2のほうで議論させていただきます。

続いて、大越委員、お願いします。

○大越委員 今まで大分お話しされているので、私のほうからは、連携会員についてはどのように進んでいるのかということと、学術会議のほうはどのように考えているのかという質問をさせていただければと思います。よろしくお願いします。

○相原主査 確かに先ほど小幡委員もおっしゃったように、連携会員とか会員について、どこら辺を学術会議が考えていらっしゃるかが見えないので、そこを明らかにしていただければと思います。

日比谷先生、お願いします。

○日比谷副会長 いろいろ御質問、御意見をありがとうございました。

はっきりお示ししていないというのはおっしゃるとおりの部分もあるかと思っています。大変申し訳ありませんが、これらについては現在検討しているところですので、早晚もう少し具体的な内容をお示しできるかと思っています。

特に連携会員については、今は定員が210名、6人足りませんから204名、プラス連携会員が約1,900名で動かしているのです、それで分科会を構成したり様々な地域の活動ですとか国際の活動をしたりしていますので、そういう活動がきちんと継続できるのかと。それから、そのために予算も必要になりますので、先ほど笹川さんから予算の話がありましたけれども、活動の予算が確保できるのかということによって、連携会員の考え方も変わってくるかと思いますが、私どもとしては、連携会員によって支えられていることが、きちんと必要なものが継続できるということが重要だと思っています。

○相原主査 ありがとうございます。

大栗委員、お願いします。

○大栗委員 二点コメントさせていただきたいと思います。

学術会議からいただいたコメントの中の資料1―1の論点の中に、選考助言委員会について、コ・オペレーションの理念と関連して、「学術に関しては専門性を持つ者にその価値の判断をゆだねることが適当であり、科学者が自律した集団として公共的役割を果たす」とあります。これは全くおっしゃるとおりで、私も重要な理念だと思っています。

私は、この選考助言委員会というものは、選考の手続等について意見を述べる委員会であり、それであれば、引用させていただいたコ・オペレーションの理念には反しないと理解してきました。しかし、内閣府からご提案いただいている資料7の「会員選考手続きの一例」を拝見すると、選考助言委員会の掌握事務の中に「会員選考に関する方針、選考基準、選考する会員数などについて意見を述べる」と書いてあって、この方針という言葉が気になりました。例えば「こういうタイプの学者しか駄目ですよ」というのも方針と解釈できるかもしれない。そうすると、確かにコ・オペレーションの理念に抵触することになるということが懸念されます。学術会議から頂いた資料に「社会的集団の利害が選考方針に影響を及ぼす可能性がある」と書かれているのもそのような意味ではないかと思います。方針は解釈の振れ幅がある言葉なので、その意味を明確にすることで、この点についての学術会議の懸念が解消されるかもしれません。

また、先ほど徳賀委員から中期計画のどのくらいの間隔がよいかというお話がありました。私は、中期計画の周期は、会長の任期とマッチしているのがよいと思います。新会長になって最初の年に、中期計画委員会を立ち上げ、自らの今後の方針を明らかにするのがよいであろう。そうすると3年か6年となると思います。

徳賀委員は、企業では3年という例をだされましたが、企業と学術会議のような組織は違うところもあります。学術に関する社会的な要請などは比較的短い期間で変わることもあります。学問の多くは3年程度で流れが変わるものではありません。私は米国の大学で中期・長期計画委員会の委員長などを務めたこともありますが、これはかなりエネルギーが必要な作業です。3年に1回というのは頻繁過ぎるという印象を得ました。

以上でございます。

○相原主査 ありがとうございます。

まだ御意見等あると思うのですが、議題2のほうにも時間を使いたいと思いますので、進めたいと思います。

では、日比谷先生、1点だけお願いします。

○日比谷副会長 いただいた御意見の中で、選考助言委員会について何が心配なのかと小幡委員からお話でしたが、これは7月29日に提出しました

会長名文書の5番ですが、選考助言委員会の設置を法定することに懸念がある、受け入れられないと書いてありまして、既に現状でも様々な意見をいろいろなところから伺って、その上でそれを方針に反映した上で選考しているので、法定する必要があるのかというのが私どもの趣旨でございます。それだけ申し上げておきます。

○相原主査 ありがとうございます。ここはこれまで何度もこのワーキング・グループでも意見が出ているところではございます。

それでは、議題2について事務局のほうから御説明いただきます。これまでのところでまだ追加の御意見があるときは、その後の議論のときにまた御発言いただければと思います。よろしくお願いします。

○笹川室長 ありがとうございます。

既に選考助言委員会のほうの議論も始まって、後出しみたいで恐縮なのですが、若干申し上げます。

まず、資料7を御覧いただきたいと思います。要するに、選考方法等という今回の議題2の中に大きく二つあって、一つはこの選考助言委員会、もう一つは法人発足時の選び方と会員の扱いです。選考助言委員会ですけれども、趣旨、目的は資料7の右上に書いてあるとおり、学術会議が会員選考の方針等を検討する際に意見を述べるということでございます。その対象として想定しているのは、真ん中より少し下、所掌事務のところで、会員選考に関する方針、選考基準、選考する会員数、専門・分野別の配分、推薦手続、具体的な投票の方法などを想定しています。趣旨・目的の最後のところ、個別の選考について意見を述べることはしませんということは前から申し上げていたとおりです。

これまでのワーキングの中でも、産業界、地方からの会員の選考基準の言語化とか、先ほど永里先生からもありました新分野、融合分野を増やしていくという話ですから、こういった専門分野を立てるのか、どういう人数配分にするのか、そういったことも選考委員会という場で外部の声をよく聞きながら進めるべきだという御意見を多くいただいていたところです。

学術会議は、大体今似たようなことをやっているから法定しなくていいというようなことをおっしゃっているように受け止めたんですが、我々としては、2番目の○に書いてあるとおり、仲間内だけで選ばれる組織であると思われなためにも、国民との約束として法定化することが大切ではないかと思っています。

この辺りは小幡先生から先ほどコメントがあったのも同じ趣旨かと思います。先ほどのガバナンスともある意味一緒なのですけれども、国が特別な地位、特権、予算を制度的に認めるわけですから、やはりvery bestな会員が客観性・透明性の高い方法で選ばれて、そして、それが学問の進歩、学術の進歩、社会の変

化に応じて自律的に変わっていく仕組みが制度的に担保されないといけないわけで、それは自分でちゃんとやっていますということだけでは足りないだろうと考えています。

それで、大栗先生から先ほど選考方針という言葉が曖昧というか、何を諮問するのか明確にしないといけないといけないという御指摘がありました。今ここに挙げているのは、今までの議論の中で関連しているのを入れてみたというくらいで、もう少し精査が必要なのですけれども、もともと選考方針という言葉は学術会議で選考方針と選考要領を実際につくってやられているので、選考する際に自分たちでルールをつくるでしょう、それを相談してほしいというくらいの気持ちで去年の12月は書いていました。

その後、ここに書いたようないろいろなテーマが出てきたのでたくさん入れているわけですが、個別の選考に関わってこないようにすることは当然の話ですし、繰り返しですが、意見を言うだけで拘束力はないわけですので、中立性等に影響させないようにということは配慮しているつもりです。

私も資料1-1を見たときに思ったのですけれども、コ・オペレーションが学術に関する、専門性を持つ者にその価値の判断を委ねるとするのはいいのですが、別にこの委員会、何か学術の価値を判断することは全く想定しているわけでもございませんし、先ほど申し上げたような、どちらかというルールづくりに意見を言うというつもりでおります。

関連して、次の資料8、委員の要件という紙を御覧いただきたい。ここは、どんな方をこの選考助言委員会の委員として想定しているかということです。委員の任命自体は会長任命を考えています。これもこの後、先生方の御意見を伺いながらブラッシュアップしていきたいですけれども、現時点で考えているのは、右上のほう、要件の漢数字のところで、一号、内外の学術に関する研究の動向に関し広い経験、高い識見を有する者。ここは学術会議の会員、協力会員以外のアカデミアのことをイメージしていて、国内の学者さんとか海外アカデミーに詳しい方とかかなと。もちろん基礎研究の方、応用研究の方というような分け方なり人選の仕方もあるかもしれません。その辺りは会長が考えていただければいいと思います。

二号、三号は、それぞれ国研の研究者、産業界をイメージしていて、四号は地方の方ということです。要するに、この委員会は選考基準とか配分について外部の関係者の声を聴いていくということなので、会員が選ばれてくる主要なカテゴリーごとにその状況に詳しい方が入ってくるのがいいのではないかと考えています。

ただし、○で書いたとおり、ずっと企業でマネジメントをやっていたとか、営業一筋ということでも困るので、やはり優れた研究業績のある方でない

と選考基準にも意見を言えないだろうということで付記、注記しています。

このメンバーをどうするかは、まさに先ほど大栗先生がおっしゃった、何を議論するかと同じくらい重要な話ですので、ぜひ御議論いただきたいと思っています。

人数は、各号それぞれ1人、2人で、あまり多くてもしょうがないでしょうから、せいぜい10人くらいかなということで、任期も、あまり短くてもどうかと思いますが、ここだけ長いというのも変なので、今までの話を聞くと3年で再任可というのが妥当なのかなという、今はそんな気もしております。

学術会議は、今日出していただいた紙を見ると、選考助言委員会の委員が一定の社会集団から選出されることになるから、その社会集団の利害が選考方針に影響を及ぼす可能性があるということで、ある意味、今の説明と全く逆のお立場を取られているわけですが、私としては、繰り返しですけれども、委員を会長が選んで、拘束力もなく、そもそも放っておいても大学の代表者とか学協会、産業界、国研の意見を聞くのでしょから、一体何が問題なのか分からない。むしろこういうことをやりますと言ったほうが、先ほどの小幡先生の言葉ではないですけれども、社会の信頼感を得られるのではないかと考えていて、一体どういう影響が生じてくることを懸念するのか具体的に御説明いただきたいと思います。懸念があるという言い方をよくされるのですけれども、どういう懸念があるのかはつきり教えていただきたいと思います。

違う言い方をすると、この4種類だけでは少ないということであれば、他のグループからも意見を聞いたほうが良いということであれば、ぜひそれは建設的に御意見を教えていただきたいと思います。

次に特別な選考方法に入っていきます。これについては、中間報告と政府の方針において、新法人発足のときの会員選考は、新法人の出発点にふさわしい特別な方法を検討するということでした。今までの懇談会、ワーキングでも、個別というか、散発的にいろいろ議論していただきました。大体まとめると、新法人の発足に当たっては、これまでの学術の進歩、社会の変化を踏まえてセットアップを行ったほうが良い。特に新分野、融合分野ということを考えて、新法人のミッションに沿ってやっていく必要がある。その場合の選考は、現会員だけではなくて、むしろオープン、慎重に幅広く行うほうが良いということ。

ただ、大栗先生が一番おっしゃっていましたが、それ以降の会員選考については、そうやってセットアップされた新会員によるコ・オペレーションをしっかりと守っていくべきだというような方向性だったかと思っています。引き続き御議論をお願いしたいと思います。

それで、何もないとどうしようもないので、拙速ですけれども、取りあえずどんなやり方があるかなということで3パターン書いてみました。まず、左側に

平成17年に選考方法を改正したときの方法を載せています。これは前提となる状況が違うわけですが、やはり会員選考方法を変えたときの参考例です。Aは、ほぼそれをそのまま特別な法人を設立する場合に当てはめてみたもので、17年改正と実質は同じです。一番上のところ、学術に関する研究の動向や産業界、国民生活におけるこれこれに関し、広い経験と高い識見を有するものと長く書いていますが、これは17年改正と一緒に、総合科学技術会議議員と学士院院長を想定しています。書き換えているのは単に法制的な都合です。

Bは、この選考委員会を学術会議の外に置いたらどうなるかということで、そうすると一番下に書いていますが、選考委員会の選考結果について、学術会議の意見を聞くというプロセスをビルトインすることができるようになります。

一番右側ですが、Bは選考委員会を学術会議の外部に置くこととの関係で、選考委員会の委員の任命を設立委員が行うことにしていますけれども、何で17年改正のときに総合科学技術会議とか学士院に協議していたかということ、会長が一人で行う選考委員の任命の中立性・公正性の担保ということでした。したがって、設立委員が10人、15人いるとすると、会長個人の恣意性というのは考える必要ないわけですから、わざわざCSTIとか学士院に協力をお願いしなくても大丈夫ではないかというのがCの考え方です。

最後の紙、資料10、新法人発足時の話、ここも既に少し議論が出ていました。定員の上限をどうするか議論があって、まだ完全に一致はしていないわけですが、一応上限300人で、例えば発足時は210人から40人くらい増やすとして、法律上250から300人くらいと書くとなると、そんなに学術会議の言っていることとも違いないと思います。仮にそういうふうに書くとして、very bestを維持しながら少しずつ300人に近づけていくという考え方です。それを上の※の2行で書いています。

この取扱いとか増やし方、26-27期の方々をどうするか、この辺は非常に難しいので、まさに今日、先生方の御意見を伺ってからいろいろ考えていこうと思っていて、今日はまず理念系というか、両極端みたいな感じのものを議論のたたき台で用意しています。

右側の②は資料9のオレンジの特別な選考方法で、全ての新会員を平等に選ぶということで、このほうがvery bestの観点からオープンに幅広く選考という考えには忠実だろうと思います。その上で、新法人発足時に身分を3年残している方々は、まさに3年前に任命された立派な方々ですので、学術会議の活動にも習熟されているでしょうから、このような形を取ったとしても、その多くは新会員として選ばれるだろうと。そうすると、任期6年の会員として再出発する可能性もあるので、それはそれでそういうやり方もあるかなということ。

①は、それとは全く反対に、この人たちを特別な選考方法による選考を経ず

に新法人の会員とみなすというもので、学術の進歩、社会の変化を踏まえたセットアップという観点からは若干すっきりしない部分が残りますけれども、ミッションが全く同じではないとはいえ、何年か前に任命された立派な方々ですから、引き続き活躍していただくかというものでございます。

以上、生煮えですけれども、たたき台として用意させていただきました。

○相原主査 ありがとうございます。

それでは、質疑と意見交換の時間に移りますが、資料7は、選考助言委員会について、これまでの事務局の説明内容を落とし込んでもらったものです。

資料8は、それぞれの委員に必要な要件等の一例を事務局に用意してもらいました。

資料9は、新法人発足時の会員をどのような形で選ぶかについて、複数のパターンを事務局に作成してもらいました。

資料10としては、いろいろなパターンが新法人発足時に考えられますけれども、具体例がないと、今、笹川室長がおっしゃったみたいに議論しづらいということで、例を事務局に作成していただきました。これらをベースに議論いただいても結構ですし、また、別の案を御提示いただいても構いませんので、自由にご発言をお願いいたします。

その前に、久間委員からコメントをいただいておりますので、最初にそれを御紹介したいと思います。読み上げさせていただきます。

本日は、所用により欠席させていただきますが、書面で3点コメントします。

1点目は、選考助言委員会についてです。外部からの広い意見を取り入れる仕組みとして、選考助言委員会を設置することは、選考の透明性を高める仕組みとして、投票を複数回行うことと同じく必須だと思います。学術会議には、選考助言委員会を活用して、良い意見は積極的に採用し、分野やダイバーシティに偏りが出ないように、これまでの改革も踏まえた新たな選考の仕組みを考えてもらいたいと思います。特に内閣府提案の選考助言委員会の委員は会長が任命することになっているので、学術会議にとっても問題ないと思います。

2点目は、会員数とその推移についてです。内閣府の資料10に定員数推移のイメージがありますが、新法人発足時は250人程度として、very bestな会員を選考しながら、徐々に増やして300人とする案に賛成です。あまり多いと会員の質の低下が心配です。その後、会員数や分野別の配分などについては、学術会議のミッションや活動規模とリンクさせながら選考助言委員会の意見も参考にして決めればよいと思います。

3点目は、法人発足時の選考方法についてです。これまでの有識者懇談会やワーキング・グループで、私は、新法人発足時にはコ・オプレーション方式ではなく、特別な選考方法とすべきとコメントしてきました。そして、新法人発足に

併せて会員全員をゼロから選び直すのが理想的と提案しましたが、ナショナル・アカデミーとしての継続性も大事です。そこで、昨年新たに選出された現会員は継続して新法人の会員になってもらい、残りの会員は、投票も加えた新たな方法で選考すればよいと思います。ただし、3年後の次の選考（推薦や投票）を誰が行うのかについては議論が必要です。内閣府には、学術会議の意見を聞きながら、資料10に示されている二つの案の折衷案を考えてもらいたいと思います。

以上です、ということで御意見いただいております。

御出席の委員の先生方から御意見ありましたら。

永里委員、お願いします。

○永里委員 まず、選考助言委員会については、新分野、融合分野の委員を積極的に入れていくためにも必要だろうと思います。それは外部に置くのがいいと思います。というのは、村の理論にならないからです。

日比谷先生に質問しますが、新分野、融合分野としてウェルビーイングの人たちが会員になっていますでしょうか。

○日比谷副会長 なっています。それから、ちょっと補足して申し上げますと、なっていますと申し上げた根拠は、何度も申し上げているように、私は今回の選考の委員でしたので、その選考のプロセスで理由というのを全部しっかり見まして、どの人とか暗記しているわけではないですが、選考理由の中にウェルビーイングという言葉が入って、そして会員になった人はいますというのが1点目。

もう一つは、分科会がいろいろできていますけれども、その中に、ちょっと正確な文言ではないですが、分科会設置の趣旨としてウェルビーイングに資すると言及されているものもございます。

○永里委員 どうもありがとうございました。

新法人後の現会員の扱いについて申し上げたいと思うのですが、非常に極端な言い方をすると、組織は腐ると。時流にそぐわない組織というのは衰退するだけなので、新陳代謝が必要です。入替えを積極的に行うべきだろうと思います。ですから、今笹川さんから案が出てきましたけれども、現状の案に、もう少し工夫する余地があるのではなかろうかと思っております。

○相原主査 ありがとうございます。

大栗委員、お願いします。

○大栗委員 発足時の定員数を資料10で二つたたき台を御提案いただいております。これについては、先ほどから何人かの委員の方々が、新法人になるので旧組織の委員をそのまま引き継ぐのはどうかという意見を述べられています。その一方で、ナショナル・アカデミーの継続性のためには、そういう人たちも入った

ほうがいいという意見もありました。両方もっともだと思います。

現実的な対応としては、一回目の任期中の先生方には、これまで通りに残りの3年も留任していただくのがよいと思います。しかし、そのときにどういう形態で残りの3年を務めていただくかというのは、議論の余地があります。これは事務方にもお聞きしたいのですが、新法人になり、新しい組織を立ち上げるときに、3年間を暫定期間として旧組織と新組織を並立するということはできないのでしょうか。これまでの組織で一回目の任期中の先生には旧組織であと3年継続していただく。それと並立して、新学会議を立ち上げ、先ほどから御意見があったように、まず半数、新会員を選んで、その新会員の皆さんが新しい法人の会員として次の会員を選ぶという形をする。そうすれば、新法人のコ・オペレーションの理念も保たれます。3年の間だけ2組織を並立することが予算的・事務的に可能かどうか分かりませんが、御検討いただけますでしょうか。

その場合には、先ほど徳賀委員からも御意見がありましたが、現在任期中の会員の先生方についても、新法人でまた新たに会員になって、3年なり6年なり務めていただくということもあり得るのかなと思っています。

こういう新しい組織になる機会に、「サイエンスカウンシル」という分かりにくい名前から、例えば「ジャパニーズ・アカデミー・オブ・サイエンス」など、もう国際的にも認知されやすい名前にされるというのもよいのではないかなと思います。

あともう一つ、先ほども申し上げましたが、選考助言委員会の職務をきちんと定義しないと、学会議との間の議論がかみ合わないのではないかと思います。学会議からは、掌握事務の中の「選考方針」というところに特に懸念を表明されていると理解しています。確かに選考方針というのは、解釈によってはコ・オペレーションに抵触することもあり得るので、ここはもう丁寧に職務を定義することで、そういう懸念がある程度は払拭できるのではないかなと思います。

以上でございます。

○相原主査 ありがとうございます。

事務局のほうから何かコメントございますか。

○笹川室長 最後のチャージの話については、繰り返しですけれども、学会議で選考方針、要綱をつくっているので、取りあえずはそれをというようなイメージでございましたけれども、御指摘を踏まえて、どういうふうに法律上書くか考えてみたいと思います。

それから、場合によったら次回のワーキングで、前回の選考方針か何かも、もししたら御覧いただいたらいいのかもしれないかもしれません。私はあれを見ていて、あ

れに意見を言うのがそこまで介入だとは思っていなかったのですけれども、何か気になるなら逆に教えていただいたほうがいいかと思います。

それから、最初のほうの御提案、二つの組織を並立させたらどうかというアイデアについては、非常にわくわくするような感じで聞いていましたけれども、なかなか法制的に難しいかなという気もして、少し考えてみたいと思います。おっしゃっていたのは、今いる会員というか、今の学術会議と新しくつくる法人がイメージとしては併存する。違う言い方をすると、二つのタイプの会員のグループが並立するような感じなのかもしれませんけれども。

○大栗委員 そういう感じに思っていたのですけれども、素人なので、そういうことが現実的なのかどうかは分かりません。

○笹川室長 ありがとうございます。もしかしたら何かヒントをいただけたような気もするので、考えてみます。ありがとうございます。

○相原主査 ありがとうございます。

私も一つ意見を言わせていただきたいのですが、今お話に出ている資料10の棒グラフのところですよ。これの右側の今の会員を任期3年、6年、それから協力会員、その他の研究者、といったように分けるというのは実際問題として相当に難しいというか、困難が伴うものと思います。大体学術会議の誰がどうやって、あなたはどっちなんて判断できるかということ考えると大変難しいものだと思いますから、このままの案でいくのは無理かと思いました。両極端の案を示したと笹川室長もおっしゃいましたので、このままでもいいというわけではないと思うのですが、そういう感想を持ちました。

ほかの委員はいかがでしょうか。

大越委員、お願いします。

○大越委員 ありがとうございます。

今の期の人がそのままもう3年間組み込まれるという左の①の案だと、例えば新しい法人になったときに、逆に言うと、あと3年しかできないということになるわけですね。なので、右側のほうの②の案では、全員が選ばれたという形を取るということで、その中に入れてあげる。そうでないと、例えば今の期の中の人にはもうあと3年しか永久にできないというようなことになってしまうのは、逆に学術会議にとってよくないのではないかなと思います。その辺のところの工夫があっているのではないかなと思います。

あと、今お話がありました下の協力会員、それからその他の研究者等と。その他の研究者等というのが何だかちょっと分からないのですけれども、この辺のところはあまり無理を書かないほうが、矢印があまりいっぱいなくてもいいのではないかなという気がしていて、要するに今の期の人が右に移りながら、任期3年や任期6年というようなことでコ・オプレーション方式に入っていく

ほうが、みんなが同じような立場なのではないかなという気がしました。

以上です。

○相原主査 ありがとうございます。

その他の論点についても御意見があればお願いします。私から一つ言わせていただきますと、資料9の特別な選考方法、A、B、Cと御説明いただきましたけれども、ほかのパターンも考えてみました。例えば、AとB、Cの折衷案みたいなものです。Aの「会長が・・・」というところからは同じでいいのですが、多分、学術会議としては、「内閣総理大臣の指名する者と協議の上選考」というところが大きな御懸念点だと思うのですが、とはいっても、新しい法人ですから、全く学術会議だけで行うわけにもいきませんので、そこを設立委員に置き換えるというのも一つの案かなと。学術会議が頑張ってちゃんとやっていくというのは分かるのですが、そこに設立委員も一緒に加わって、いいものをつくっていきましょうという形で持っていくのも一つの案であり、A、B、Cがあれば、A'になるのか、C'、Dになるのか分かりませんが、一つの案として提案させていただきました。

ほかの委員の方はいかがでしょうか。

委員の要件については、どこからも御意見が出なかったのですが、これについてはいかがでしょうか。私が、見た限りは特段問題がないというか、ここはこれではまずいというようなところはなかったと思うのですが。特に選考助言委員会のところで一番下の○がついているところに「一から三に挙げる委員は、優れた研究または業績がある科学者であることを要する」となっておりますので、学術の専門家がしっかり入っていくということが記載されております。

ほかにも何か気づくことがおありの委員の方がいらっしゃいましたらお願いします。

では、事務局、お願いします。

○笹川室長 ありがとうございます。

ぜひここは御意見いただきたいところで、さっき言い方が若干不十分だったかもしれないので、補足しつつ御意見を待ちたいと思うのですが、ここで四つ一応列挙していて、多分これは要らないというのは基本的にないのだろうと私は思っているのですが、ほかにあるのかというのが一つ気になるところです。

また、法律で四つに限定してしまうと、これ以上入らなくなるので、その心配があるのであれば、例えばこれに五というのをつけて、その他これこれ詳しい人みたいなのを書くとか、あるいはその他学術会議が定める人と書くのか、そんなやり方はあるし、そもそもああいうカテゴリーが落ちているのではない

かということであれば、それを入れてしまうということです。

あとは違う考え方をすると、内外の学術の研究に詳しい人、これで大体学協会とか専門職団体は読めるし、地域とか、ある意味何でもありみたいな感じにも読めるので、困らないとは思うのですけれども、御意見いただいて、なるべくブラッシュアップしていきたい。

同じ話が評価委員会にもあって、評価委員会は選考基準と違う話になるので、5番目に組織管理に詳しい人とか、4番目は、より一般的な評論家的な人とかプレスの方とかそんなイメージを書いています。この四、五はさすがに選考のほうは要らないだろうと思って落としているということです。御意見をお願いできれば幸いです。

○相原主査 いかがでしょうか。特に選考助言委員会の委員について、何か御意見ある方がいらっしゃいましたら。

小幡委員、お願いします。

○小幡委員 先ほど選考助言委員会について、法定しなくてよいのではないかというのが学術会議の側からの御意見に書かれていたと思うのですが、同時に既にこういうものを任意につくっているからともおっしゃっていたと思います。ただ、任意につくるということは、結局そういう外部の委員会をつくらないでやっても構わないし、社会に対してもそういう外部の声を聴いてやっているという制度をきちんと証拠として示すことが難しいので、つまり、任意につくったりつくらなかったりしてもよいような感じになるので、逆に法定したほうがよいのではないかと思います。

そのときの法定の仕方として、これが詳し過ぎるということになるのかというのがよく分からなかったのですが、ここで要件のところの、今、笹川さんがおっしゃったように一、二、三、四とありますが、今、任意につくっていらっしゃる委員のメンバーは、この一、二、三、四と違うのですかというのを学術会議の方に伺えればと思います。

○相原主査 では、日比谷先生、お願いします。

○日比谷副会長 今は大学関係の団体、先生はその一員でいらっしゃいますけれども、例えば公立大学協会とか、それは国立、私立についてもございます。それから、永里委員の御関係のところですが、経団連であるとか経済団体にも聞いていますので、今どういうふうになっているかということ、ほかにもございますけれども、それから学協会もございますが、種々のところに聞いているというのが現状です。

それで、この法定のところなのですからけれども、あまり細かく法定されてしまうと身動きが取れないのではないかと思いますということは大変に懸念しております。選考助言委員会そのものを置くということで、中をかなり内規で私たちが決めら

れるということであれば一つの考え方かなとは思いますが、そこは先ほど大栗委員からお話がありましたとおり、選考助言委員会のチャージですね。所掌事務をもう少し明確にしてくださらないと、やはり懸念が消えないということなので、委員からもそういう御意見がありましたから、そこはぜひ内閣府にお考えいただきたいと思います。その上で議論できればと思います。

○相原主査 ありがとうございます。

私はちょっと今の説明で、あれっと思ったところがあるのですけれども、いろいろな学協会とか国立とか公立大学の団体に助言を求めているというのですが、公立大学協会長の時に助言を求められた記憶はなくて、推薦を求められた記憶があります。

○日比谷副会長 失礼しました。推薦です。

○相原主査 そうですね。つまり、もっと上の段階の、どういう方針で選考していくかということを決める選考助言委員会に当たるようなものがあるのかないのかということを委員が聞かれたのではないかと思います。

○日比谷副会長 ただ、今回も外部から選考方針についての助言は求めています。

○相原主査 それはいろいろな団体にどのような形で、聞かれたのでしょうか。

○日比谷副会長 事務局長からお願いします。

○相川事務局長 学術会議の事務局長でございます。

今回、新たな選考方針、「より良い役割発揮に向けて」で定められました選考方針、選考の透明化というところに従いまして、選考方針を定める際にあらかじめ、日比谷副会長のほうから申し上げたように、大学あるいは実業界でありますとかそういったところの諸団体に対して意見を求めるということでやっております。その上でまた、委員の情報提供という意味におきましても、それとは別に、会員あるいは連携会員の候補者たり得るという人についての情報提供ということは併せて、別途ではありますけれども、同様に様々な団体をお願いをしているということ。両方やっているということでございます。

○相原主査 ありがとうございます。

大越委員、お願いします。

○大越委員 法定化することで、選考助言委員会は、議事録をしっかりと残すこととなりますので、こういった形の選考をするのかということを委員会の中でも話し合いながら決めることになるので、最も公明正大なのではないかと思います。今、学術会議が外部に情報提供したと言われましたが、情報提供して、そのフィードバックがどうかかり、どのような形になったかという話ではなくて、ただこのようにやっているという形式だけのようにも聞こえてきます。有意義なものが議論できたのであれば、それが残る形になると思うので、委員会の設

置を法定化することには問題があるようには感じないと思いました。

以上です。

○相原主査 ありがとうございます。

私もそういう議論の場に呼ばれた記憶はなかったので、本当に設置委員会相当のものがあったと言われて正直驚いてしまいました。続いて、大栗委員、お願いします。

○大栗委員 私も実は今、大越先生がおっしゃったのと同じことを言おうと思っていて、そういう委員会があるのであれば、その議事録や報告書を公開し、どのような助言がされたのかの可視化が必要であると思います。

もう一つは、選考助言委員会にどういう人たちがなるかというのもよく考えないといけないと、今聞いて思いました。資料8でご提案いただいている「委員の要件等（イメージ）」は、一から四まであります。選考助言委員会の委員は、そのどれか一つの要件だけに属するということになるのでしょうか。

なぜそうお聞きするかというと、四つの要件にはかなり重複している部分があるからです。「学術に関する研究開発の成果の確保」というのは二と三に共通ですし、「学術に関する研究の動向」云々というのは一と四で共通しています。これのように要件の記述がわざわざ重複しているということは、要件一にしか属さない委員がいる、要件二にしか属さない委員がいるというような感じで、一人の委員は一つの要件にだけ属していることを想定しているという印象を受けました。そうすると、この要件は精査しないと、重要な要件を取りこぼしていたり、強調し過ぎていたり、ということもあるので、気をつけなければいけないなと思いました。

これもまた学術会議の方も御心配になっているところの一つかもしれませんが、このような要件をあまり細かく書きすぎると、使いにくいということもあるかもしれません。ここまで詳しく決めなくても、学術に見識のある人とか、産業技術への見識に造詣のある人とか、そういうもう大まかなくくりで書かれるほうがよいのではないかなと思いました。

以上でございます。

○相原主査 事務局、手が挙がっていますね。お願いします。

○笹川室長 今の点にお答えすると、これは一か二かどっちかということではなくて、重複はあり得るというつもりで書いていました。実は何回かいろいろな方とお話ししている中で、これはこういうふうに書いてしまうと、例えば一に当たる人はたくさんいるのしょうけれども、二とか三とか限定されたときに、もしかしたらいないかもしれないというようなお話もあって、そこはでも両方かかっているような人は幾らでもいるのしょうから、やり方でしょうとお答えしました。実は私も結構人事を長くやっていたので、こういうのを弾力的

にやる癖がついているのですけれども、そこはやり方なのだと思います。

ただ、大栗先生がおっしゃるように、例えば二と三を一緒に書いて悪いのかとか、そういったことは考え方としては十分あり得るかなと思いますし、事務局の意図としては、主要な会員を出してくる母体のところから入ってこないといけないので、例えば二と三を一緒に書いたとしても、できればそれぞれ当てる人を取ってほしいねという気持ちはあるところです。

ただ、そのくらいのところをまとめたほうが運用しやすいということであれば、そこはまた検討していきたいと思います。

ほかの方の御意見の後でもいいのですが、質問を関連してお伺いしたいのですけれども、先ほど選考方針で誰に意見を聞いているかというような話がありました。それで、私のイメージは、ほぼ出来上がった選考方針を関係団体や何かに回して意見をもらうか、あるいはつくる前に、何か意見はありますかというような聞き方をしているのではないかと思っていました。要するに具体的な真剣なやり取りというのはあまりない、形式的な感じにやっているのではないかなというイメージもあったのですが、どんなやり取りをやっているのかというのは教えていただきたいと思います。これは批判するとか悪く言うというのではなくて、今後どういうふうに設計していくかという点からも聞かせていただきたいと思っています。

○大栗委員 これは数理科学者としての意見ですが、一人の委員が複数の要件にまたがることも想定されているのでしたら、要件の間には重複がないのがよいと思います。要件は重複しないほうが分かりやすいのではないかという意見でございます。よろしくお願いします。

○相原主査 ありがとうございます。

それでは、事務局お願いします。

○笹川室長 ありがとうございます。工夫します。ここは柱書きのほうの書き方の問題もあって、次のどれかに当たるものという書き方をしたりするときもあるのですね。その辺はテクニカルな問題と、先生おっしゃっている、そういう意味では書き方がちょっとまだ練れていないので、いろいろ御指摘を踏まえて考えます。ありがとうございました。

○相原主査 ありがとうございます。

では、学術会議の事務局長のほうからお願いします。

○相川事務局長 学術会議の事務局長、相川でございます。

今、御質問いただいた点でございますが、選考方針につきましては、これは何か選考委員会的なものを開いて皆さんにお集まりいただいてという形ではございませんでした。それぞれの団体に対しまして、あらかじめ学術会議で検討中の選考方針案について御覧いただいて、それに意見をいただくという形で、そ

の意見を踏まえた上で、選考方針を決定して、あらかじめ公表するといった形で進めてまいったところでございます。

その際、具体的にどういう御意見をいただいたかということについては、これは先方との事前の御相談の上で、個別に公表しないという形で進めておりますので、この場では控えたいと思います。

○相原主査 ありがとうございます。

要は、よく見えなかったということだと思います。

徳賀委員、よろしくお願いします。

○徳賀委員 学術会議の側としては、国によるチェックという点に難色を示しておられるのだと思います。見方としては、国にモニタリングされるという視点ではなくて、ボンディングといいますか、自分はきちんとしていることを社会に示すという視点から、自ら求めて、形式的に独立性を保証された組織によってチェックを受けるというのが望ましい姿なのではないかと思います。

○相原主査 ありがとうございます。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。資料9の特別な選考方法についてのところの意見があまり出ていなかったように思うのですが、私だけ意見を言わせていただきましたが、ほかの委員の方々の御意見も伺えればと思います。いかがでしょうか。

先ほど途中で切ってしまった資料11、12の議論についても、御意見があれば伺いたいと思います。

それでは、会員のところの議論で一言意見を言わせていただきたいと思いますと思うのですが、けれども、連携会員を置くか置かないかはまた別として、会員数が300人としますと、若手が十分に入らない可能性を懸念しております。500人の枠でしたら、その中に若手枠とかをつくれればいいと思うのですが、もし300人程度のことを考えているとしますと、別枠で若手の研究者が活躍できる枠を置くほうが、100人にするか、50人にするか、そこら辺は別としまして、組織が活性化するのではないかなと思っています。今も若手アカデミーで多くの方々が活躍していると伺っておりますが、その中に会員としての資格を十分にお持ちの方もいらっしゃると思います。若手会員で早いうちになってしまうと、あとでもう任期がなくなってしまうと、なれないというのでしたら、通常の会員とは別の任期のカウントの仕方で若手会員の枠をつくるというのも一つの考え方かなと思いました。

以上です。

そのほか、何か御意見ございますか。

永里委員、お願いします。

○永里委員 会員を500人にするというのは、連携会員をなくして内規で決める

ので500人にしたいと私は言ったのですけれども、500人が多いのであれば、主査の御提案の若手会員を特別に何か考えてする方法があるのではなかろうかと、あるいは内規でいろいろと決めていけばいいのではなかろうかと思えます。

○相原主査　ありがとうございます。

ほかの委員の方々、何か御意見ありますでしょうか。資料10についても、もしまた御意見があればお願いします。すでに何人かの委員の方々から御意見いただいておりますけれども、他にも追加の御発言があれば。

では、小幡委員、どうぞ。

○小幡委員　資料11のところの、先ほど学術会議からの御意見がよく分からないと申し上げたのですが、例えばこのペーパーですと、方向性というところで再任が1回のみで75歳定年。①のほうは250から300人程度ということで、こちらなのではしょうけれども、この再任が1回のみとか定年については、学術会議のほうはこれに反対という御意見なのではしょうか。

○相原主査　日比谷先生、お願いします。

○日比谷副会長　反対というわけではありませんけれども、全員が75歳かということについては、まだ議論が絞り切れていないということと、任期も再任が何回できるかということも十分にまだこちらということは決まっていないということです。

○相原主査　このワーキングでも再任を何回にするかまでは細かく案が出てきたわけではなくて、いろいろな御意見を今伺っているところだと思います。

事務局、お願いします。

○笹川室長　今の点は、何かこれだというのがあれば、それはそれで学術会議に伺いたいと思いますけれども、事務局としては、例えば法律上、複数回再任可としておいて、学術会議が運用上、原則として1回とか、内規と言うかどうかは別として、定年も一緒です。別に70歳近い人を任命しなければいいので、そこはやり方次第だと思いますから、私としては、法律上は、せっかくやるのであれば幅を広げておいて、あとは、全然違うことをやられても困りますけれども、その方向性の中で運用を考えられたらいいのではないかな。そういう意味では、全員70歳を超えるのかどうかという御議論もこの場であれば、それはそれでテイクノートしていきたいと思いますが、原案としてはそんなつもりで考えていました。

○相原主査　ありがとうございます。

また、資料11の下の方の連携会員についてですけれども、連携会員と呼ぶか協力会員と呼ぶかは（仮称）となっておりますけれども、これを置くことは方向性として基本的に委員の方々は、特に異論はないように思うのですが、内容は内規で決めるということで、よろしいでしょうか。

徳賀委員、よろしくお願いします。

○徳賀委員 1点質問なのですが、日本学術会議の側としては、協力会員というふうにするかどうかは別にして、それはテーマとかプロジェクトごとに招集するというような見方でしょうか。それとも、常置するということを考えておられるのでしょうか。

○相原主査 日比谷先生、お願いします。

○日比谷副会長 現時点では、絶えずいるという、結局プールがあって、その中から新たな課題が生じてきたときに迅速に分科会を組織できるということを想定しております。

それでもこの分野は足りないとか、こういう人が欲しいということは当然ございますけれども、それはまた別な形で呼ぶことができるシステムになっておりますので、連携会員は、協力会員と呼ぶのかもしれませんが、今のところは常時いるという前提で議論しております。

○徳賀委員 ありがとうございます。

○相原主査 常時いることのメリットと、デメリット両方あるかと思っておりますので、いろいろな運用の仕方があるかなと思って聞いておりました。

ほかにはいかがでしょうか。そろそろ時間が迫っておりますが。

では、日比谷先生、もう一言どうぞ。

○日比谷副会長 申し訳ないですが、なければということで、先ほど笹川さんの御説明、特にこれは新しい選考方法でどういうふうを選んでいくかという中でおっしゃったと記憶していますけれども、1年前の選考で選ばれた人は立派な人が多いから続けてもいいんじゃないとか、いろいろ議論がありましたけれども、ミッションが全く同じであればとおっしゃってから、いや、全く同じではないかもしれないと言い直しをなさったと私は聞いたのですけれども、今の学術会議法と、それから、皆様のお手元にもありますけれども、令和5年12月22日の特命担当大臣決定を比べますと、こちらは別に法律にまだなっているわけではありませんが、日本学術会議が我が国の科学者の内外に対する代表機関であるということは同じなのですね。当然、時代が変わりましたので、今の大臣決定のほうは大分長さも、現行法の第2条は2行しかありませんが、目的のところも、例えば国民及び人類の福祉に資するものであるとか、それから、世界の学会と連携してというのが加わってきて、これは大変にすばらしいことだと思いますが、基本的に使命が全く変わるというわけではないというのが学術会議のスタンスで、全く新しいものに完全に生まれ変わるんだということではなくて、学術会議が本来目指してきた使命が「しんか」する。これは進むという意味と深めるという両方の意味で「しんか」と私は申し上げますけれども、そういうことだと私どもは理解しております。そうすると、会員の選考の仕方も、新

しい視点が入ることは当然大事ですので、そういう視点から人を選ぶことは必要だと思いますが、全く新しいミッションになったので全く違う特別な選考方法を100%導入しなければならないという考え方には立っておりませんので、その点は申し上げておきたいと思います。

以上です。

○相原主査 ありがとうございます。

事務局、何かございますか。

○笹川室長 むしろ全然違う質問を一つしようと思っていたのですが、相原先生、それから永里先生からありました若手会員の話で、私も個人的にはそういう提案というか、申し上げたこともあったのですが、これは学会議としては、例えば若手枠を50人設けて300人を350人にして、あるいは400人にして、というのはどうお考えなのでしょうか。何か前、消極的な雰囲気の話聞いたような気がしますけれども。

○日比谷副会長 何回も御説明しているように、若手アカデミーは大変にすばらしい活動をしているので、何か今と違うようなステータスと言っているのか分かりませんが、つけること自体は悪いことではないと思いますが、結局これは任期との関係で、若手会員という別カテゴリーをつくるとして、非常に若いときに会員になった人が、その後、年を重ねたときになれないのも問題だと思いますから、そこのところにかかっていると思います。

○相原主査 では、そこだけ解決すれば問題ないということですね。別枠でカウントできれば、若手の方は中堅以上になってからも再度別枠でカウントできればいいという理解でよろしいのでしょうか。

○日比谷副会長 ただ、今、政府から御提案のある案では、そういうことではなくて、再任で6年となっていますので、そこはこれから検討するということができませんが。

○笹川室長 それなら、あと何回こういう機会を持てるか分かりませんが、今の日比谷先生がおっしゃっているイメージは、ちょっと我々ともしかしたら食い違いがあるのかもいしれませんけれども、若手会員を会員の一部と考えるかは別として、いずれにしても広い意味で再任はあるので、例えば40歳になった人が、ある意味、5回再任して、70歳までというのは論理的にはあり得て、例えば2回くらい若手会員をやってから会員になるとかはあると思うのです。毎回ちゃんと審査するという前提ですけれども。それがやり過ぎというのであれば、内規である意味縛ればいいだけではないかとも思うのですけれども、どんなものなのでしょう。絶対そうしろと言っているつもりでもないのですけれども、教えていただければ。

○日比谷副会長 そこはちょっと検討させていただきたいと思います。任期と

の絡みもありますので。

○相原主査 ありがとうございます。

本日も本当に皆様、活発な御議論ありがとうございます。選考助言委員会をはじめとしまして、特別な選考方法とか会員の定数などについて議論を行うことができたと思います。

本日の議論の内容を整理いたしますと、まず冒頭、日比谷副会長から選考方法及びナショナル・アカデミーの設計コンセプトについて御説明がありました。それを踏まえて議論をいたしました。

一つ目、法人の形態については、事務局からは、国からどの程度の財政支援を必要とするかによって、必要となるガバナンスの程度は異なるという説明がございました。財政的支援とガバナンスは不可分だという説明でした。

それから、会員と連携会員については、本ワーキング・グループとしては、全体としてこれまでの議論を踏まえて事務局資料に示された方法で委員の意見は一致していたのではないかと思います。事務局からは、国が設立する法人において会員の身分の根幹は法律で定める必要があるという説明がございました。

それから、個別の内容については、本日決定するようなものではございませんけれども、定数については500人がよいという意見もこれまでも出ておりますけれども、今はvery bestを考慮して300人程度とするという意見が多いように受け止めました。また、私の提案ではありますが、300人の場合は若手会員の枠を別枠で設けてはどうかという意見も出ました。

そして、会長の選考方法については、特に全体としてこれまでの議論のまとめで示された資料に示されている形に異論はなかったと思います。

会長の任期についてですが、非常勤で3年とか、審査の上再任ありなどについて、本日の議論は異論が出たとか賛成が強かったとかということはございませんけれども、流れから見ておおむねこの方向でまとまってきたのではないかなと私は認識いたしました。

そして、会員の選考方法では投票を入れることについては、本ワーキング・グループとしては意見の一致を見られたと思いますし、学術会議にも異論はなかったと思います。

選考助言委員会については一番議論が熱くなったところですが、専門別とか分野別の会員の配分に当たっては、しっかりした議論が必要だろうということはこれまでも出ております。また、会員選考の基準や方針を検討する際に、外部の知見を活用することは必要であると。そして、学術会議が既に外部の知見を活用しているとおっしゃっていますけれども、それを見える化して、選考が適切であるということを外部に明らかにしていくことが重要で、そのためには設置を法定化することに不都合はないのではないかなという方向の意見があったと

思います。選考助言委員会の法定には学術会議は、本日もお話があったように異論があるようではすけれども、本ワーキング・グループとしては、選考助言委員会の趣旨や目的を法定化することについては異論はなかったと思います。ただ、内容につきましては引き続き議論が必要とは思っております。

特別な選考方法につきましては、A、B、C案が出ておりましたけれども、また、それらに加えていろいろな意見を取り込みまして、より良いものをつくっていければと思います。引き続きこれは議論が必要な点だと思いました。

それから、新法人発足時及びその後の定員数の推移のイメージについては、現会員も含めて特別な選考方法を行うべきとの意見があったと思います。また、二つのパターンの中間を考えたほうがいいのかという意見など、前向きな御意見をいただいております。この点についても引き続き議論が必要な点だとは思っております。

ほかには、委員の方々から本日出された資料について特に反対意見とかがなかったところは、現時点では、これはお認めいただいたと理解してまとめさせていただきます。

本日の議論のまとめですけれども、いずれにしても方向性が見えたものがあるものの、何かが最終的に決定したというものではないことを申し添えさせていただきます。

前回の7月29日に行われた懇談会の後にワーキング・グループを2回開催しまして、一通り主要な議論はできたのではないかと思います。ワーキング・グループの検討状況につきましては、適宜有識者懇談会に報告することになっておりますので、もし報告することになりましたら、私から報告したいと考えております。その場合、その報告内容については、前回ワーキング・グループのまとめで申し上げたことや、今申し上げたことが中心となると思いますが、具体的な内容につきましては、主査である私に一任いただいてよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○相原主査 ありがとうございます。

本日用意しました議題は以上となります。

いつものお願いですが、議事要旨の速やかな作成に御協力をよろしくお願いいたします。また、本日の概要につきましては、この後、記者ブリーフィングを予定しております。

私からは以上となります。

本日は御多忙のところを御出席いただきまして、ありがとうございました。